様式第５号（第８関係）

公募型プロポーザルの実施に関する公表

公募型プロポーザルを実施しますので、次のとおり参加者を募集します。

令和７年４月１５日

鴻巣市長　並木　正年

１　業務概要

⑴　業務名　　鴻巣市放課後児童クラブ入退室管理システム導入事業

⑵　業務内容　鴻巣市放課後児童クラブ入退室管理システム導入事業

⑶　履行期間　契約の日から令和１２年６月末を予定

⑷　予定価格（税込み）２，２１６千円

２　資格要件、選定基準、評価基準及び失格基準

⑴　提案者に要求される資格要件

ア　地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第１６７条の４の規定のいずれにも該当していないこと。

イ　会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき、更正手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

ウ　民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

エ　契約締結までの間に、鴻巣市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

オ　租税を完納していること。

カ　本業務に関する十分な実績と能力を有していること。

キ　自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の②～⑦までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

①　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

②　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

④　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

⑤　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑥　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

⑵　提案者を選定するための評価基準

評価項目	評価の視点	指　標
経営規模	経営規模は妥当であるか	資本金、売上高等
業務遂行能力	業務遂行体制は妥当か	企業の技術者数等
業務技術力	当該業務を遂行するために必要な知識及び経験を有しているか	同種又は類似業務の実績等
精通度	市の特殊事情を熟知しているか	市における過去の業務実績等
専任制	当該業務に専念できる時間が十分あるか	手持ち業務量等

⑶　提案書を採用するための評価基準

提案内容評価	提案評価（企画提案書・プレゼンテーション・デモンストレーション）	提案するシステムの導入実績
		個人情報保護・情報セキュリティ要件
		追加提案
		運用サポート
		プロジェクト体制・管理方法
		プロジェクト責任者の能力
		実施スケジュール
価格		提案価格

⑷　提案書の内容が実施説明書に適合しない等による失格基準

①　予定価格を超えているとき。

②　実施説明書に適合していないとき。

３　手続き等

⑴ 担当課　　こども未来部こども応援課

⑵ 説明書の配布期間、場所及び方法

① 配布期間　　令和７年４月１５日（火）から令和７年５月７日（水）まで

② 配布方法　　鴻巣市こども未来部こども応援課窓口又は鴻巣市ホームページよりダウンロード

⑶ 参加申込書の受領期限並びに提出場所及び方法

① 受領期間　　令和７年４月１５日（火）から令和７年５月７日（水）午後５時まで

② 提出場所　　鴻巣市こども未来部こども応援課放課後児童担当

③ 提出方法　　持参又は郵送（郵送の場合は必着）

⑷ 質疑及び回答の受付期間及び方法

① 質疑の受付期間　令和７年４月１５日（火）から令和７年４月２５日（金）正午まで

② 質疑受付方法　　電子メールによる。(kodomo@city.kounosu.saitama.jp)
鴻巣市こども未来部こども応援課放課後児童担当

③ 質疑回答日　　令和７年４月３０日（水）

④ 質疑回答方法　　ホームページにて公開する。

⑸ 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

① 提出期限　　令和７年５月２３日（金）午後５時まで
※詳細な日時は、プロポーザル参加者確定後、別途通知する。

② 提出場所　　鴻巣市こども未来部こども応援課放課後児童担当

③ 提出方法　　持参又は郵送（郵送の場合は必着）

⑹ 提案書の選定日

① 日　時　　令和７年５月２９日（木）

⑺ 問合せ先

鴻巣市こども未来部こども応援課放課後児童担当
電話番号　０４８-５４１－１３２１（内線２６２３）
E-mail　kodomo@city.kounosu.saitama.jp

⑼ その他

企画提案に要する費用は参加者の負担となります。